第明三治三十五種郵便物認可
（号外第194号）
1　平成28年9月2日　金曜日　官報

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三五二）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三五三）　八
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一六六三）　一〇
○肥料を登録した件（同一六六四）　一四

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一五

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一四

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○総務省告示第三百五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十八年九月二日　　総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県水戸市宮町１－１－83　(85.00) (2)　茨城県ひたちなか市中根字宿ノ内3051－イ　(62.00)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度22分46秒東経140度31分26秒の地点を結ぶ直線及び北緯36度22分55秒東経140度32分23秒の地点と北緯36度22分57秒東経140度32分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　茨城県筑西市乙472－１　(99.60) (2)　茨城県下妻市半谷字中荒久756　(80.40)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度12分01秒東経139度57分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　茨城県古河市旭町１－１－18　(77.50) (2)　茨城県猿島郡五霞町大字冬木字相郷200－１　(51.60)	北緯36度11分41秒東経139度43分13秒の地点と北緯36度07分30秒東経139度44分31秒の地点を結ぶ直線及び北緯36度07分15秒東経139度44分36秒の地点と北緯36度06分57秒東経139度44分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　栃木県宇都宮市天神１－１－11　(179.50) (2)　栃木県宇都宮市中戸祭町867－３　(161.00)	北緯36度33分23秒東経139度53分20秒の地点と北緯36度34分12秒東経139度52分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　栃木県真岡市台町4161　(116.50) (2)　栃木県河内郡上三川町大字上三川字下原3959－２　(104.10)	北緯36度26分33秒東経140度00分20秒の地点と北緯36度26分31秒東経140度00分09秒の地点を結ぶ直線、北緯36度26分27秒東経139度59分49秒の地点と北緯36度26分25秒東経139度59分39秒の地点を結ぶ直線及び北緯36度26分23秒東経139度59分27秒の地点と北緯36度26分15秒東経139度58分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　群馬県太田市内ケ島町字北田1059－１　(91.00) (2)　群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉新田字内ノ原201－２　(70.00)	北緯36度17分17秒東経139度23分26秒の地点と北緯36度15分22秒東経139度28分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　埼玉県川口市西青木２－３－11　(50.60) (2)　埼玉県戸田市笹目南町1118－１　(44.10)	北緯35度49分00秒東経139度42分38秒の地点と北緯35度48分54秒東経139度41分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域